

議提案第 6 号






栗東市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案書を、栗東市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 5 年 3 月 23 日

栗東市議会

議長 田中英樹 様

提出者	栗東市議会議員	藤田啓仁 
賛成者	栗東市議会議員	田村隆光 
	栗東市議会議員	野村照美 
	栗東市議会議員	青木千尋 
	栗東市議会議員	片岡勝哉 

提案理由

本件は、デジタル化によって効率的な議会運営に期するため、また、災害の発生等により庁舎への登庁や招集が困難な場合であっても議会運営の継続性を担保する観点から、委員会における審査及び表決が行えるよう、オンライン会議システムによる委員の出席を可能とするため、所要の改正を行うもの。

栗東市議会委員会条例の一部を改正する条例

栗東市議会委員会条例（昭和63年栗東町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（会議の開催方法の特例）

第13条の2 委員長は、災害の発生等やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第14条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第27条第1項の出席委員とする。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。